

大江すくすく未来プラン



第3期大江町 子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

概要版

計画期間: 令和7～11年度(5年間)

計画期間中においても、関連諸計画の改訂、社会情勢の変化、制度の改正などが発生した際には、適宜、状況の変化に応じて計画の見直しを図るものとします。

計画策定の目的

子ども・子育て支援事業計画は、就学前と小学生の児童を対象に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、地域の子育て支援の一層の充実、保育の量的拡大・確保を図ることを目的として策定するものです。

本町では、令和2年3月に「大江すくすく未来プランー第2期大江町子ども・子育て支援事業計画ー」(令和5年3月改訂)を策定し、様々な子育て支援の事業について提供体制を整備してきました。

しかしながら、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然として高く、さらに働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が今後は重要になるものと思われます。また、令和5年には「こども基本法」が施行されるなど、子どもや子育て支援を取り巻く状況も変化してきています。

そこで、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本町の子どもとその家族が幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に子育て支援を行っていくために、「大江すくすく未来プランー第3期大江町子ども・子育て支援事業計画ー」を策定いたします。

計画策定の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。町の基本方針に関する上位計画である「大江町総合計画」や福祉分野の上位計画である「大江町地域福祉計画」、そのほかの諸計画など、子どもの福祉や教育に関する部分において他の計画とも整合を図り、調和を保った計画の推進を図ります。

基本理念

『子どもはまちの宝物』

～地域のつながりと支え合いのもと、子どもたちが健やかに育ち、幸せを実感できるまち～

子どもが中心にあって地域で支えていく社会、子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、本町の第3期の子ども・子育て支援事業計画においては基本理念を上記のように設定します。

基本目標 1 地域における多様な子育て支援の推進

地域において、ニーズに応じて必要な教育・保育事業を利用することができるよう、各種サービスの基盤整備を進め、子ども・子育て支援事業の推進を図ります。

(1) 教育・保育事業の推進

- 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保
- 教育施設(幼稚園、認定こども園)
- 保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業)
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(2) 地域子ども・子育て支援事業の推進

- 利用者支援事業(こども家庭センター型)
- 地域子育て支援拠点事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子育て短期支援事業
- 一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)
- ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)
- 妊婦健康診査
- 子育て世帯訪問支援事業 **新規事業**
- 妊婦等包括相談支援事業
- 産後ケア事業
- 乳児等通園支援事業 **新規事業**



基本目標 2 子どもたちの心と体の健康づくりに向けた支援の充実

子どもたちが心身ともに健やかに育つように、保健事業等の充実を図るとともに、健康教育や各種の相談事業を実施してきます。

(1) 保健事業等の推進

- 各種健診等の充実
- 歯科保健対策の充実
- 医療の充実

(2) 健康教育、相談事業の推進

- 健康相談の充実
- 健康教育の充実
- 食育の推進
- 子育て支援・子育て相談サービスの充実



基本目標 3 子どもたちや子育て家庭を支える環境の整備

子どもたちの健全育成を図るため、子どもたちの居場所づくりや家庭における子育て力の向上、関係機関における連携の強化を図るとともに、地域の安全対策や生活を支える経済的支援などを通じて、子どもと子育て家庭にかかわる支援環境の整備を行います。

(1) 子ども健全育成に向けた環境づくり

- 幼稚園と認可保育所の連携
- 家庭教育への支援
- 交流活動の推進
- 国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく本町の取り組み

(2) 子どもや子育て家庭が暮らしやすい生活環境の充実

- 安全対策の充実
- 経済的支援の充実

基本目標 4 困難な状況にある子どもと子育て家庭に対する支援の充実

すべての子どもが等しく健やかに育つことができるように、困難な状況にある子どもや子育て家庭に対して必要な支援を行います。

- 児童虐待の防止対策
- 障がいのある子どもへの支援
- ひとり親家庭への支援

基本目標 5 次代の親づくりの推進

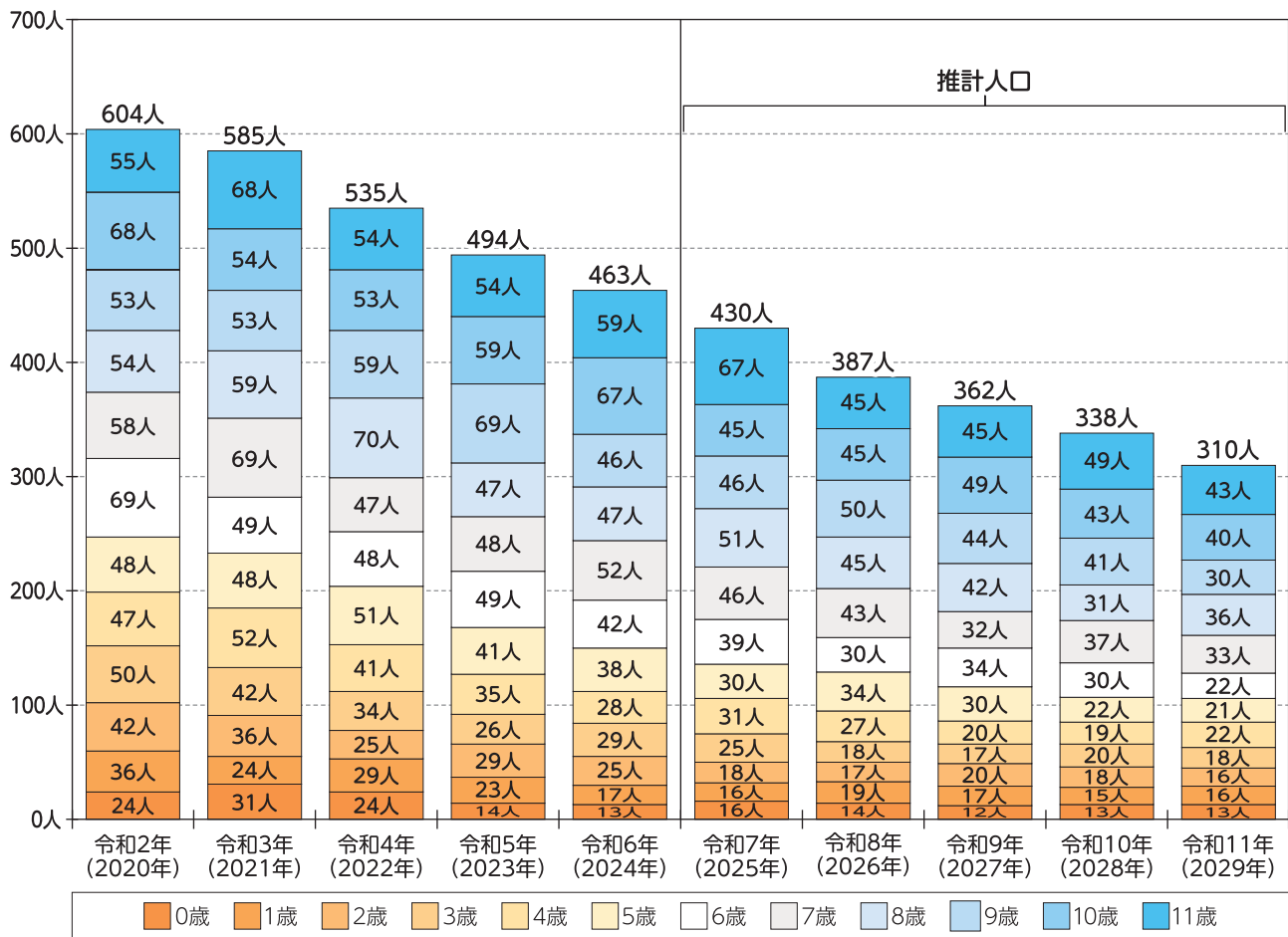
次代の子育てを担う若い世代が本町を魅力的に感じ、本町で楽しく子育てしたいと思えるように、居住環境や就労環境など、子育てしやすい環境づくりを進めていきます。

- 男女共同参画で子育てをする環境づくり
- 仕事と子育てが両立できる環境づくり
- 若者が定着できる環境づくり



子ども・子育て支援事業の確保の方策

(1) こども(0～11歳)人口の推計



資料：令和2～6年は、住民基本台帳(各年4月1日)
令和7～11年は、コーホート変化率法による推計(各年4月1日)

こども(0～11歳)人口は減少傾向にあり、推計においても減少傾向が続くものと試算されています。そのため令和6年の463人から令和11年には310人と153人の減少となっており、令和6年の6.7割程度の水準になるものと予測されています。

0～5歳では、令和6年の150人から令和11年には106人と推計され、44人の減少が予測されています。また、6～11歳においても令和6年の313人から令和11年には204人と、109人の減少が予測されています。

(2) 教育・保育事業の確保策

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
教育利用	1号認定(3～5歳)	20人	20人	20人	20人	20人
	2号認定(3～5歳)	25人	25人	25人	25人	25人
保育利用	2号認定(3～5歳)	66人	75人	15人	15人	15人
	3号認定(0歳)	14人	14人	9人	9人	9人
	3号認定(1歳)	15人	16人	12人	12人	12人
	3号認定(2歳)	15人	15人	14人	14人	14人

(3) 地域子ども・子育て支援事業の確保策

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①時間外保育事業(延長保育事業)		1,073人日	1,018人日	915人日	844人日	836人日
②放課後児童健全育成事業	小1	20人	20人	20人	20人	20人
	小2	20人	20人	20人	20人	20人
	小3	20人	20人	20人	20人	20人
	小4	20人	20人	20人	20人	20人
	小5	4人	4人	4人	4人	4人
	小6	1人	1人	1人	1人	1人
	計	85人	85人	85人	85人	85人
③子育て短期支援事業(ショートステイ)		2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
④子育て短期支援事業(トワイライトステイ)		12人日	12人日	12人日	12人日	12人日
⑤地域子育て支援拠点事業		3,065人日	3,065人日	3,004人日	2,820人日	2,759人日
⑥一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	555人日	510人日	433人日	394人日	394人日
	2号認定による定期的な利用	5,528人日	4,549人日	4,073人日	3,708人日	3,708人日
	上記以外	16人日	15人日	13人日	12人日	12人日
	ファミリー・サポート・センター(病児・病後児保育事業を除く)	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
⑦病児・病後児保育事業		36人日	34人日	31人日	29人日	28人日
⑧利用者支援事業(こども家庭センター型)		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
⑨ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	低学年(小1～3)	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	高学年(小4～6)	1人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	計	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
⑩妊婦健診事業		148人日	129人日	111人日	120人日	120人日
⑪乳児家庭全戸訪問事業		16人	14人	12人	13人	13人
⑫養育支援訪問事業		3人	3人	2人	2人	2人
⑬子育て世帯訪問支援事業		96人日	96人日	96人日	96人日	96人日
⑭児童育成支援拠点事業		0人	0人	0人	0人	0人
⑮親子関係形成支援事業		0人	0人	0人	0人	0人
⑯妊婦等包括相談支援事業※	妊娠届出数	16人	14人	12人	13人	13人
	面談合計回数	48回	42回	36回	39回	39回
⑰乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0歳(延べ利用者数)	0人日	12人日	12人日	12人日	12人日
	1歳(延べ利用者数)	0人日	24人日	24人日	24人日	24人日
	2歳(延べ利用者数)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	延べ利用者数 計	0人日	36人日	36人日	36人日	36人日
⑱産後ケア事業	産婦数	16人	15人	14人	14人	13人
	延べ利用者数	6人日	6人日	6人日	6人日	6人日

※⑯妊婦等包括相談支援事業の量については、妊娠届出数(令和7年度では16人(組))に対して、1組あたりの面談回数を3回と想定し、面談合計回数(令和7年度では16組×3回=48回)を設定しています。

計画の推進体制

(1) 地域社会全体の協働による推進

家庭の役割

- 子どもに基本的な生活習慣を身につけさせる。
- 子どもに家庭や社会のルールを教える。
- 子どもの人権を尊重する。
- 子どもに家庭をつくることの意義について認識を深めさせる。
- 家庭生活における男女共同参画に取り組む。

幼稚園・認可保育所・学校の役割

- 専門的な知識や施設を通じて、子どもが健やかな成長を育む教育・保育の充実に努める。
- 地域社会と連携し、地域における子育て支援機関としての役割を果たす。

地域の役割

- 子どもの育ちを地域全体で見守る。
- 子どもが気軽に地域の行事に参加できる機会を設ける。
- 地域の人々とのつながりを持ちながら関わりを深める。

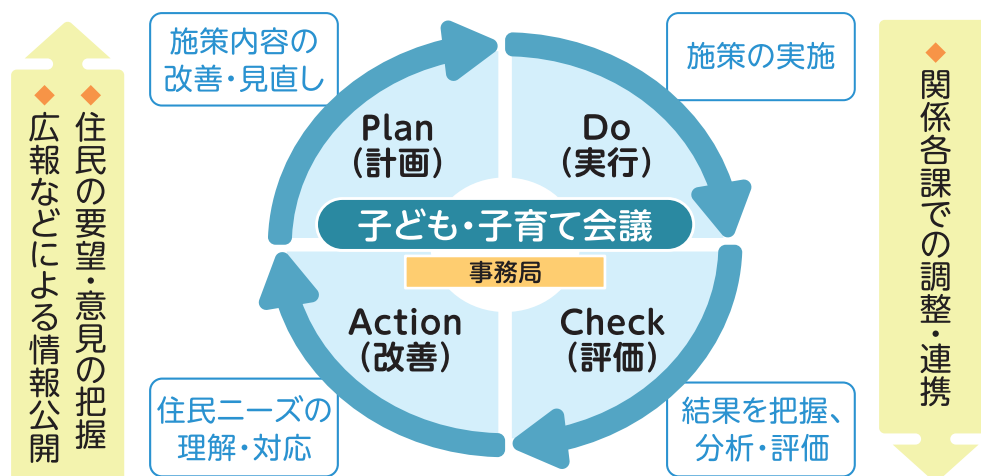
企業の役割

- 子育て中の労働者が男性、女性問わず子育てに向き合えるよう、長時間労働の是正、本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりに努める。
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるような雇用環境の整備に努める。
- 子育て支援に関する施策や地域活動等に理解を持ち、協力に努める。

行政の役割

- 各関係機関、家庭、地域、企業等との連携を強化しながらこの計画を推進する。
- 子育て支援に関する施策を積極的に推進する。
- 地域における独自の子育て支援の取組を積極的に支援する。

(2) 計画の進捗状況の管理・評価



- 子ども・子育て会議による進捗評価
- 庁内における進捗管理
- 関係機関等との連携・協働



大江すくすく未来プラン

第3期大江町子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月【概要版】

発行：大江町

編集：大江町 健康福祉課子育て推進室

〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1

TEL 0237-84-6157

FAX 0237-62-4736

ホームページ <https://www.town.oe.yamagata.jp/>